

■ 伊奈町勤労者住宅資金貸付制度について

この制度は、町内に居住、又は居住しようとする勤労者に対し、持家取得を支援するため住宅資金の貸付を行うものです。

令和 7 年 10 月 1 日現在

名 称	伊奈町勤労者住宅資金貸付制度			
資金使途	住宅の新築、増改築又は購入資金			
貸付対象者	① 町内に居住または居住しようとする勤労者で同一事業所に 2 年以上勤務している者 ② 年齢が 25 歳以上 50 歳以下の者 ③ 家族収入を含め毎月の返済が可能である者			
融資条件	限度額	有担保・・・1, 000万円		無担保・・・500万円
	期 間	25 年以内		15 年以内 10 年以内
	融資利率	2.265%(変動金利)		3.115 % (変 動金利) 1.5%(固定金 利)
	信用保証	(社)日本労働者信用基金協会の保証又は連帯保証人		
	保証料	有		
	保証人の有無	(社)日本労働者信用基金協会の保証を付する場合は不要		
	担保の有無	対象物件に抵当権設定		無
取扱金融機関		中央労働金庫 上尾支店		
備 考		貸付資格の適否について審査し、決定する		

※ 申込書を提出する前に、元気まちづくり課商工労政係にご相談ください。

※ 融資利率は、金利情勢に応じて変更することがあります。